

加入員各位

## 神奈川県貨物自動車厚生年金基金の解散のお知らせ（あなた様の将来の年金について）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素より当基金の運営にご支援ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、当基金は、厚生年金基金制度の見直しを柱とする「厚生年金保険法の一部を改正する法律」の可決・成立を受け、平成 26 年 2 月の代議員会において解散の方針を議決し、解散認可申請に向けた事務処理を進めて参りましたが、このたび、国の解散認可を得て平成 28 年 1 月 27 日に解散いたしました。

当基金の解散に伴い、当基金よりお支払いする予定であった基金加入期間分の代行部分（当基金が国の年金を代行していた部分）に相当する年金は、厚生年金保険法の定めにより国（日本年金機構）に引き継がれ、将来、老齢厚生年金の「報酬比例部分」として支給されることとなります。  
何卒諸般の事情をご賢察のうえ、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、基金解散後は清算事務局として引き続き現在の基金事務局で清算業務を行いますので、清算終了までの電話番号等の連絡先につきましては、これまでと同様となります。

また、将来の年金給付、保険料のご負担等については下記の通りとなりますので、お知らせいたします。

末筆ながら、皆さま方には多大なるご協力とご支援を賜り、誠にありがとうございました。  
謹んで御礼申し上げます。 敬具

神奈川県貨物自動車厚生年金基金  
代表清算人 筒井 康之

### ① 将来の年金給付について

- 基金解散後は当基金からお支払する予定であった国の年金を代行する部分（代行部分）については、厚生年金保険法に基づき、国（日本年金機構）から支給されます。なお、当基金の独自給付であるプラスアルファ部分、加算部分は給付されないこととなります。
- 将来あなたが老齢年金の支給開始年齢に到達した際は、基金制度の無い事業所に勤務されていた方と同様に厚生年金保険法に基づき算出された支給額が、国（日本年金機構）から支給されることとなります。
- 今後、「代行部分」は国の老齢年金の支給要件に基づき給付されますので、将来あなたが受給要件を満たしていないため国の老齢年金を受けることができない場合（期間不足等）は支給されません。

### ② 年金給付に関する手続きについて

- 将来あなたが老齢年金の支給年齢に到達した場合、国（日本年金機構）に対し老齢厚生年金の請求をしていただくことになります。
- 基金の解散に伴い、あなたが基金や国（日本年金機構）に対して行っていただくお手続きは特にございませぬ。

### ③ 保険料のご負担について

平成 27 年 5 月に将来返上の認可を受けたことにより、加入員様の掛金はすでに日本年金機構にお納めいただいておりますので、解散に伴う加入員様の掛金に変更はなく、ご納付いただく保険料の総額も変更ありません。

#### ④ 分配金のお支払いについて

最低責任準備金を国に返還した後、残余財産につきましては当基金の規約に基づき加入員・受給者・受給待期者の皆さまへ分配（お勤め先事業所ごとの選択によっては後継制度へ移換）することとなっておりますが、残余財産の確定は清算事務局が終了（おおよそ1年半～2年半程度要すると見込んでいます）する半年ほど前になる予定です。お勤め先事業所が後継制度への持ち込みを選択しなかった場合は、分配金の対象となる加入員の皆さま（平成27年12月までに当基金の加入年数が3年以上の方（加算部分を一時金でお受け取り済の方は扱いが異なります。））へは、清算事務局終了の10か月ほど前にご自宅へ詳しい案内文書を送付する予定ですが、残余財産確定前のご案内となりますので、金額につきましては、その時点での概算額をお知らせする予定です。また、下記の注意事項をご確認ください。

- ※ 分配金の詳細に関しましては、お支払い時に送付するご案内文書にてご確認をお願いいたします。清算事務局にお問合せいただきましても、金額等の詳細につきましてはお応えできかねますのでご了承ください。
- ※ 残余財産の確定前に、万が一、加入員の方がお亡くなりの場合には、給付を受ける権利をお持ちのご遺族がいらっしゃる場合にはご遺族にお支払いいたしますので、⑤に記載いたしましたお亡くなりのご連絡を基金宛にお届け下さいますようお願いいたします。
- ※ 一定額を超える分配金対象者の方につきましては、分配金のご請求と同時にマイナンバーのお届出が必要となります。対象の方に関しましてはご案内発送時に『個人番号（マイナンバー）届』を同封いたします。
- ※ 当基金から分配金お支払いのご案内がお手元に届きました後、清算事務局終了までに分配金をご請求されなかった場合は、支給額を法務局に供託いたしますので、請求のお手続きが煩雑になることが予想されます。また、基本情報の変更や、万が一お亡くなりの際に、⑤のお手続きをいただかなかった場合は、当基金からの郵便物が届かなくなる可能性がありますので、ご注意ください。

#### ⑤ 基本情報の変更（訂正）やお亡くなりのご連絡について

分配金のお支払いや、国との記録相違の解消の際に最新の情報を管理する必要がありますので、清算事務局終了までの間に氏名・カナ氏名・基礎年金番号・ご住所といった基本情報にご変更（訂正）があった場合、または万が一お亡くなりになられた場合は、基金宛にご変更のお手続きをお願いいたします。お亡くなりの方はご遺族の方よりお手続きをお願いいたします。

ご提出の際には「解散基金加入員関係事項変更（訂正）届」に必要事項をご記入、ご捺印の上、基金宛にご郵送ください。様式は基金ホームページよりダウンロードください。

基金ホームページアドレス 【 <http://www.525-kamotsukikin.or.jp/> 】 トップページ  
What's new『年金受給者様・年金受給待期者様・加入員様の各種変更手続き』よりダウンロード可能

#### ⑥ 昭和30年1月1日（女子の場合は昭和31年1月1日）以前に生まれた方をお願い

- 昭和30年1月1日以前に生まれた方（女子は昭和31年1月1日以前に生まれた方）で、老齢厚生年金が未請求の方は、至急最寄りの年金事務所に老齢厚生年金のご請求をお願いいたします。
- 上記の請求により、当基金から平成28年1月以前分の年金が受けられる場合は、日本年金機構から送付される「国民年金・厚生年金保険年金証書」ならびにその他の必要書類を添付の上、当基金に年金をご請求下さい。
  - ※ 基金からの年金は、お給料額や厚生年金の年金額等によって全額支給停止となる可能性もございますので、ご了承ください。
- 当基金から平成28年1月以前分の年金が受けられるかご不明な場合、または当基金の年金の請求書をお持ちでない場合は、老齢厚生年金をご請求後、日本年金機構からお手元に「国民年金・厚生年金保険年金証書」が届きましたら、清算事務局宛にお電話をお願いいたします。
- 当基金の清算事務局終了までに年金（全額支給停止の場合を除く）が未請求になっている場合は、年金の支給額を法務局に供託いたしますので、ご請求手続きが煩雑になることが予想されます。

< お問い合わせ先 > 神奈川県貨物自動車厚生年金基金 清算事務局

〒231-0015 横浜市中区尾上町1-6 横浜関内ビル3階 電話番号：045-662-1188